

熊本県知事 蒲島郁夫様

2012年8月9日

日本共産党熊本県委員会

「7・12豪雨の被災者と被災地の救援・復旧・復興のために、県として独自の積極策を

1、九州北部豪雨災害からやがて1ヶ月となります。この間、熊本県として、行方不明者の捜索をはじめ、被災者・被災地の救援・復旧・復興のために取り組んでこられたことに敬意を表します。

日本共産党熊本県委員会としても、7月12日、「豪雨災害対策本部」を立ち上げ、そのもとに阿蘇市に「救援センター」を設置し、ボランティア派遣や被害状況の聞き取り・調査、現場からの行政への働きかけ等を行ってきました。

熊本県に対しては、7月14日に「緊急申し入れ」、7月27日に、第2次「申し入れ」を行ってきました。

災害現地では、ボランティアによる泥だし、片付け、ワンストップサービス相談窓口の開設などによる生活相談・支援など、様々な取り組みが進められてきました。

こうした取り組みによって、救援・復旧・復興への前進は見られるものの、なお厳しく深刻な状況が続いています。

2「災害救助法」「被災者生活再建支援法」等により被災者の救援、被害の復旧がなされています。

しかしながら、これらによる救援・復旧・復興には、制限や枠があり、困難に直面している被災者救援に対応できない事態が数多く生じています。

今求められているのは、被災者・被災地の深刻な状況に対応するために、国に対して、制度の拡充と弾力的運用を引き続き求めると同時に、熊本県、あるいは県・市町村共同による独自策の具体化です。

災害対策基本法8条3項は、「国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない」としています。「被災者の援護」については、災害救助のみではなく、被災者の生活を立て直すための援助を含むと解されています。

この立場にたって県が「被災者の援護」のための責務を果たすことが求められています。

地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と記しています。今回の災害の甚大さ、広域性からして、被災者への「寄付または補助」は、熊本県の「公益」に沿うものです。

災害救助法は、災害対応は原則として自治体（都道府県）が行うものとしており、一定規模の災害の場合、自治体の負担が過重になるので国として財政的援助を行うという仕組みになっています。

大規模災害が多発する現状からすると国の災害対策の抜本的強化が求められています。同時に災害対策では、自治体（都道府県）が主体的能動的対応することが基本になっていることについて、県としてあらためて自覚し、具体化をはかっていくことを求めるものです。

以下、具体化を要請します。

①住宅再建支援制度の拡大

半壊を大規模半壊と同様に認定し、支援金（複数世帯で 50 万円＋住宅の補修等で最大 150 万円）の支給を

②床上浸水にも一定の支援金の支給を

③床下浸水に対する支援

泥出し費用は自治体負担だが、フローリングの床の場合、床を外して張り直す費用は自己負担となっているが、現在の住宅事情を勘案し、制度の弾力的な運用で対応を。

④商工業、観光業への独自の補助制度、二重ローン対策

無担保保証人なしの緊急融資を。二重ローンについては、旧債務の返済猶予・買い取りや利子の買い取りなど

⑤救助法、支援制度の申請期間について弾力化・延長を

⑥農地・農業施設などの査定前着工を被災全自治体で。

⑦「土砂崩れで全壊。下の平坦な土地に住宅を再建したいが、農振地で農業委員会と県の許可が必要。通常許可は半年かかる。緊急時なので早く許可が出るようにしてほしい」との要望あり。農振地の農地転用の許可への特別の配慮を。

⑧仮設住宅は、全壊に限らず、入居希望者に応える弾力的対応を。

⑨自動車購入への補助制度を。

⑩義援金を速やかに被災者の救援・支援に使われるように、助言・指導を

なお、熊本県として独自施策の具体化をはかっていくうえでの参考に、以下、各都道府県の独自施策を別途添付します。